

事 務 連 絡
平成 24 年 11 月 28 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都道府県} \\ \text{指定都市} \\ \text{中 核 市} \end{array} \right)$ 民生主管部（局）御中

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課
社会・援護局福祉基盤課
社会・援護局障害保健福祉部企画課
老 健 局 総 務 課

社会福祉施設等におけるノロウィルスの予防啓発について

今般、感染性胃腸炎の患者発生の増加を受け、別添のとおり、平成 24 年 11 月 27 日付事務連絡「感染性胃腸炎の流行状況を踏まえたノロウィルスの一層の予防啓発について」（厚生労働省健康局結核感染症課、医薬食品局食品安全部企画情報課、監視安全課連名）が発出されたところです。

貴部局におかれましても、衛生主管部局との連携を図り、「社会福祉施設、介護保険施設等におけるノロウィルスによる感染性胃腸炎の発生・まん延防止策の一層の徹底について」（平成 19 年 12 月 26 日雇児総発第 1226001 号、社援基発第 1226001 号、障企発第 1226001 号、老計発第 1226001 号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局計画課長連名通知）及び「ノロウィルスに関する Q&A」を参考に、所管の社会福祉施設等に対し、手洗いの徹底や、糞便・吐物の適切な処理等の感染予防対策の啓発に努めるようお願いいたします。

なお、各都道府県におかれまして、管内市町村にも本事務連絡の内容について周知されますようお願いいたします。